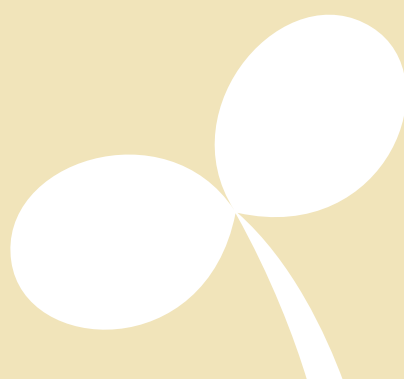




新規就農ガイドブック

Guidance of people begin agriculture newly



香川県新規就農相談センター



は じ め に

このガイドブックは、本格的な農業経営をめざす「新規就農者」のためのものです。

農業に取り組む確たる意思が固まりましたら

「香川県新規就農相談センター」にご相談ください。

目次

就農までの手順	2
就農にあたっての留意点 —チェック10カ条—	3
就農を支援する教育・指導機関	5
農地取得(購入・借入れ)の方法と支援措置	7
就農を支援する制度・補助事業	10
新規就農者のための農業経営指標	19
移住サポート情報	22
就農相談カード、申請書様式等	24
関係機関・団体の連絡先一覧	30

表紙写真の説明

【いちご】

平成8年に香川大学農学部とJA香川県、香川県農業試験場が共同で開発した「香川型イチゴ高設システム」で香川県農業試験場が開発した「さめき姫」を栽培。腰をかがめず立ったままで作業ができるので「らくちん栽培」と呼ばれています。

加工品は、シフォンケーキや生クリーム、いちごをふんだんに使用したいちごのトライフルです。

【にんにく】

香川県は、青森県に次ぐ全国第2位の産地です。冬場でも暖かい気候を活かして、品質の良いニンニクが生産されています。農商工連携によりニンニク片をオリーブオイルに入れた商品名「ガリック娘」を琴平町社会福祉協議会が販売しています。

【キウイっこ】

香川大学農学部と農業試験場府中果樹研究所が共同で開発した新しい品種のキウイフルーツです。大きさは1個80グラム程度のこぶりですが、糖度の高いキウイです。

加工品は、キウイフルーツゼリーとソースです。

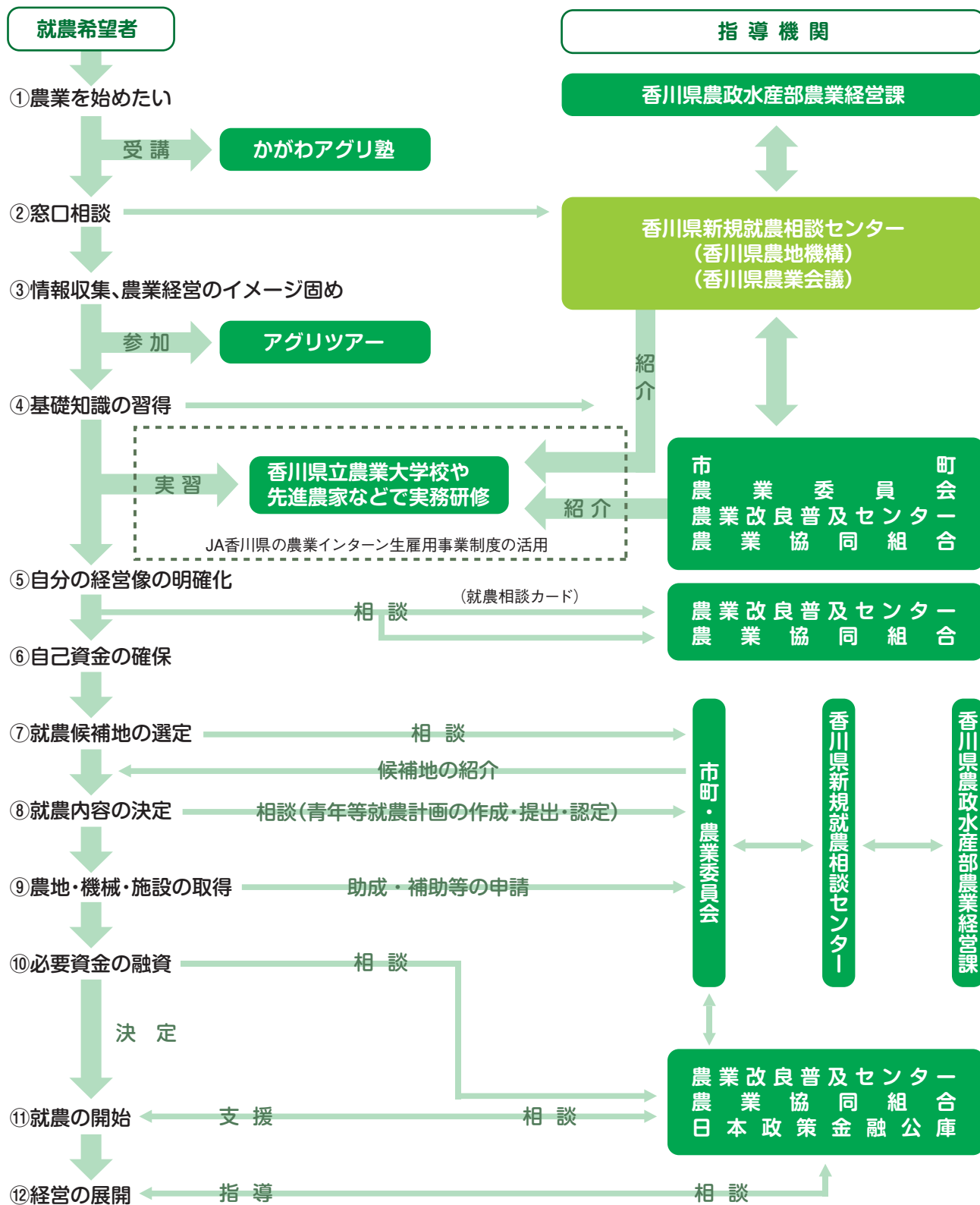
【小麦「さめきの夢2009」】

香川県農業試験場がさめきうどん用に開発した小麦です。弾力性がありのどごしがよく、かめば小麦の香りが口いっぱいに広がります。「さめきの夢こだわり店」で食べることができます。



就農までの手順

※就農までの1例ですが、これ以外の方法でも就農は当然可能です





就農にあたっての留意点 ―チェック10カ条―

新たに農業を始めるにあたっては、確たる意志と明確な目標、その実現に向けての心構えや資金の手当て、農地の借入れや取得、機械・施設の整備等など、実に多岐にわたる準備が必要です。それらの事柄について、「就農にあたっての留意点―チェック10カ条―」として次に列記しておきますので、各自において消去法によりチェックしつつ、十分な準備を整えることが不可欠です。

1 自己責任、自己管理が基本です

農業のみならず、社会において自立し、評価を得るには「自己責任」「自己管理」ができなければなりません。曖昧な心構え、気持ちでの就農は厳に謹むべきです。

また、農業経営においては、農作物の生産だけでなく、収支計算から販売先の確保まで自己責任で行うことが大原則です。

2 明確な目標、確たる意志をもつこと

何事を起こすにも「初めに目標ありき」です。明確な、そして、実現可能な経営目標を立て、確たる意志のもとで、その実現に向けて着実にステップアップすべきです。

3 技術力・経営管理能力の取得はできていますか

就農に先立ち、自分の技術力・経営管理能力を十分に磨いておくことが必須の条件です。研修施設や農家等での実践研修を十分に積んでおくべきです。

4 農業・農村の実情を十分に把握すること

漠然とした状態での就農は非常に無謀、破綻の憂き目に遭遇すること必至です。農業の本質、農業とはどのような産業なのか、農村社会やその実情（生活や農業の慣習等など）はいかなるものかなどについて、事前に十分な状況把握に努め、熟知しておく必要があります。

5 地域選定と地域との合意に努めること

就農地の選定は、自分の農業経営に最適かどうかだけでなく、家族の日常生活、子供の教育等などの利便性についても配慮すべきです。加えて、その地域（集落）が新規就農者をころよく受け入れてくれるのかどうか重要な要素となりますので、就農までに十分過ぎる程の意志疎通、合意形成に努めるべきです。

6 家族の同意を得ていますか

就農するにあたり、家族の同意は得ていますか。就農するには住居地の移転が必要な場合もありますし、農業経営は家族の協力がないと成り立ちにくいものです。

7 農地取得などの経営基盤づくりは可能ですか

原則として、農地がないと農業は営めません。農地の取得（借入れを含む）にあたっての窓口は農業委員会（市役所、町役場にあり）と公益財団法人香川県農地機構です。就農を希望する地域の農業委員会で情報を得るとともに、十分に相談してください。

また、農業機械・栽培ハウス等の施設の整備も必要です。過剰投資を避け、自分の経営規模や資金力に見合った整備を心がけるべきです。

さらに、収穫した農産物を出荷するために、洗浄や選別、袋や箱詰め等に必要な作業場を確保することも必要です。

8 住居は確保できていますか

住居は農地の近隣に確保することが望まれます。先にも掲げた地域選定と地域合意の過程で住居の取得可否についても情報が得られるはずですが、借家も含めて地元の方々の協力を得ることが望ましいと言えます。

また、香川県全域を対象とする空家バンク～かがわ住まいネット～で検索して情報を得ることもできます。

9 資金（資本）の確保は大丈夫ですか

農業経営を開始するにあたっては、その準備の段階から多額の資金（資本）が必要です。それは、直接農業経営に要する資金のほか、住居の確保なり生活拠点の確保にかかるなど多岐にわたります。また、農業での収益をあげるまでには時間経過が必要ですので、それまでの運転資金の確保を忘れないでください。

10 各種の施策・制度の活用について

新規に就農する者に対しては、就農準備、就農時の支援（就農後の経営支援）のため、各種の施策・制度が仕組まれており、条件が整えば活用できます。5～6ページに記載している指導機関等で情報を収集するなり指導を受け、有効に活用すれば初期投資の軽減等に役立ちます。



かがわ「アグリ塾」塾生の栽培実習
（香川県立農業大学校）

※就農の形態としては、「自営就農」と「農業法人等への就業（就業後自営を含む）」があります。農業法人等への就業（就職）の際には、上記の「チェック10カ条」のうち該当しない項目もあります。すなわち、就農のための初期投資や農地の取得、機械・施設の整備が必要なくなり、比較的容易に就農機会を得ることができます。自分の性格や資金力、経営能力等から判断し、当初から自営（独立）就農を目指すのか、農業法人等に就業（就業後独立を含む）するのかを、十分に検討して下さい。

なお、公益財団法人香川県農地機構のホームページには、農業法人の雇用に関する情報についても掲載しています。

<http://www.kagawa-nk.jp>



就農を支援する教育・指導機関

就農を希望する者を支援する教育・指導機関を紹介しておきます。それぞれの機関が持つ役割・機能を把握し、各自が必要とする事柄に応じてご利用、ご相談ください。各連絡先は30ページを参照して下さい。

1 教育機関

香川県立農業大学校 | URL <http://www.pref.kagawa.jp/nodai/>

農業・農村に関する基礎知識、農業経営上必要な専門知識や実践技術を習得できます。

担い手養成科 (修学期間:2年)

入学資格: 高等学校卒業 (見込み) 者、またはこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

専攻コース: 野菜園芸、花き園芸、果樹園芸、造園緑化、畜産の5専攻コース

経 費: 入学金 (5,650円)、授業料 (年額118,800円)、教材費等 (2年間約40万円)

技術研修科 (受講願書等は26～29ページ)

① 就農実践研修 (研修期間: 1年・150日程度) 募集定員: 15名

受講資格: 県内で就農することが確実と見込まれる者

研修内容: 希望する作目 (野菜、花き、果樹)

の栽培管理に関する講義と実習

経 費: 受講料 (年額41,140円)、教材費等 (実費)

② 就農準備研修 (研修期間: 4カ月・35日程度)

I 期 (4月～7月)、II 期 (8月～11月)、III 期 (12月～3月)

募集定員: I・II・III各期20名 (ただし花きはIII期、果樹はII期の募集なし)

受講資格: 県内で就農に関心がある者

研修内容: 希望する作目 (露地野菜、花き、果樹) の基礎知識及び技術に関する講義と実習

経 費: 受講料 (年額17,480円)、教材費等 (実費)

③ 農業機械利用技能者養成研修 I

(大特) (研修期間: 1ヶ月程度) (受講願書は技術研修科受講願書を利用)

開 催: 年3～4回 (平日の第5水曜日のある月)

受講資格: 県内で農業に従事しようとする者等で普通自動車免許の運転免許取得者

申込が定員を超えた場合は大特・けん引研修希望調査書 (29ページ) を参考に調整します。

研修内容: 関係法規、農作業安全、基本操作の講義、コース走行練習、技能試験

受 講 料: 2,050円



農業大学校技術研修科

2 指導機関

香川県新規就農相談センター

就農を希望する者の相談窓口として、公益財団法人香川県農地機構と香川県農業会議が新規就農相談センター業務を行っています。

香川県青年農業者等育成センター(公益財団法人香川県農地機構)

公益財団法人香川県農地機構が青年農業者等育成センターとして知事の指定を受けており、無料職業紹介や就農相談などを行っています。

また、機構の本来業務として、農地の貸借や売買、農業経営の改善や新規就農者への支援措置にかかる支援事業も行っています。

公益財団法人香川県農地機構のホームページには「新規就農ガイドブック」を掲載しています。

ホームページのアドレス <http://www.kagawa-nk.jp>

香川県農業会議

農業・農業者の利益代表組織として設置されており、市町農業委員会の系統組織です。

優良農地の保全・確保、優れた農業経営者や集落営農組織、農業法人の育成に取り組んでいるほか、無料職業紹介業務も行っています。

また、「農の雇用事業」や「農業経営継承」業務も行っています。

香川県農政水産部

農業経営課担い手・集落営農グループ

新規就農者、農業担い手の育成・確保、集落営農等の生産体制の整備等にかかる施策及び関係機関に対する指導を担当しています。また、農業の基礎知識や技術を習得するための講座として「かがわアグリ塾」を開設しています。

「かがわアグリ塾」の内容は12ページ



かがわアグリ塾

農業改良普及センター(東讃、小豆、中讃、西讃)

農業生産技術、農業経営の指導を行う機関であり、農業経営者や青年農業者の育成・指導、新規就農を希望する者や新規就農者のための資金・事業の相談窓口でもありますので、最寄りの普及センターを活用してください。

各市町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき設置されている行政委員会であり、県下8市9町の市役所・町役場の中にあります。新規就農を希望する者が就農に必要な農地の貸借や取得に関する情報を得たり、貸借や取得手続きなどについて指導を受けることとなります。事前に就農希望地の農業委員会を訪れるなどして、十分に相談してください。

農業協同組合

県内には、単一農業協同組合(本店・7営農センター・133支店等で組織)として香川県農業協同組合があります。構成員は農家(組合員)であり、組合員のために営農指導、農業資材や生活物資の販売、農業生産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸付、貯金の引受け、共済などの幅広い業務を行っています。

また、香川県農業協同組合では、営農振興対策として農業インターン生雇用事業などにより、新規就農者の就農支援を実施しています。



農地の取得（購入・借入れ）の方法と支援措置

新たに農業を始めるにあたっては、農地が必要です。ここでは、新規就農者が農地を取得（購入・借入れ）する方法について紹介します。なお、具体的な内容については、それぞれの指導機関にご相談ください。

1 農地中間管理機構の活用

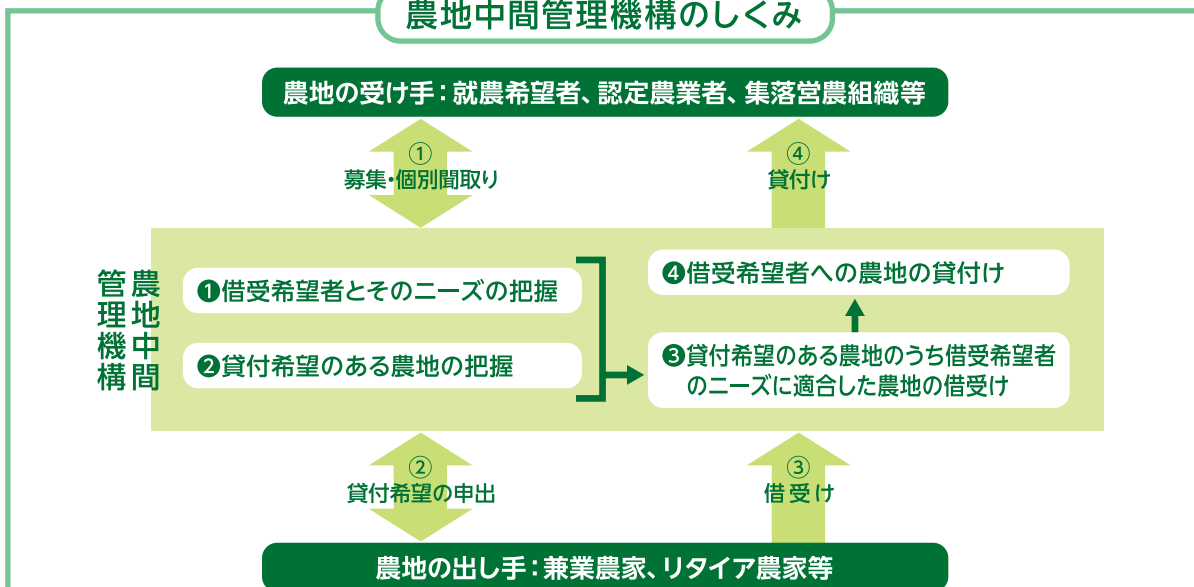
平成26年度に農地の貸し借りににおける中間受け皿となる農地中間管理機構が整備されました。香川県では公益財団法人香川県農地機構が知事から指定されています。

この機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる新規就農の経営開始や担い手の規模拡大、利用する農地の集約化に配慮して転貸しをすることにより、担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進めます。

機構では新規就農の農地確保について、優先的に配慮する方針です。

農地貸借による経営の規模拡大と安定化に向け、農地中間管理機構を活用しましょう。

農地中間管理機構のしくみ



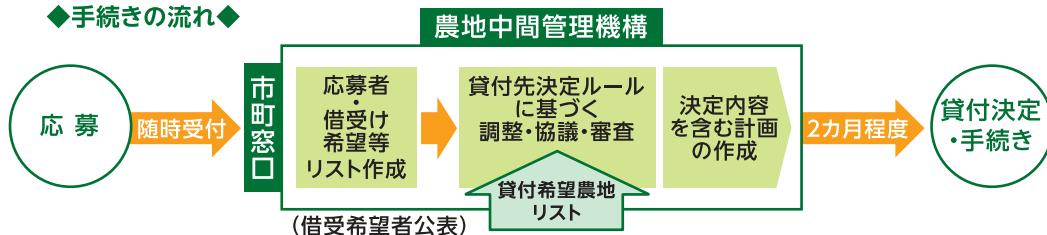
対象者

機構が行う借受希望者の募集に応募し、借受希望者として登録されている農業経営体。

農地の受け手が機構を活用するメリットは…

農地の売買、貸借に必要な事務手続きや貸借期間中の貸借料の徴収、支払いを機構が行うほか、借受期間が保証され、安心して耕作ができます。

◆手続きの流れ◆



相談窓口

公益財団法人香川県農地機構

〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号
TEL.087-831-3211

2 農地取得（購入・借入れ）の方法

農地を取得する手段としては、「農地法」（昭和27年法律第229号）による場合と「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）による場合があります。

農地法による農地の取得

農地を取得するには、農地法の許可が無くては法的な効力は無く、登記も出来ず、法律による保護也没有。

農地を取得するには、その農地の所在地を管轄する市町農業委員会に必要な申請を行い、許可を得ることが必要です。まずは、農業委員会にご相談ください。

●耕作を目的として農地を取得する場合

農地法第3条
許可申請

●取得農地を納屋や畜舎等の施設用地に転用する場合

農地法第5条
許可申請

なお、農地取得の許可（農地法第3条許可要件）を得るには、

◇取得者（またはその世帯員）が全ての取得農地で農業経営を行い、農作業に常時従事すること。

◇取得後の農地面積が下限面積（市町農業委員会が設定）を超えること等の要件があります。

農地法に基づく農地取得の下限面積の設定状況

区分	市町名	設定面積(a)	区分	市町名	設定面積(a)
本土地区	高松市	20	本土地区	宇多津町	30
	丸亀市	30		綾川町	40
	坂出市	30		琴平町	40
	善通寺市	40		多度津町	30
	観音寺市	40		まんのう町	40
	さぬき市	40	島嶼地区	高松市、小豆島町、 直島町	5
	東かがわ市	40		土庄町、他市町の 島嶼部	10
	三豊市	30			
	三木町	40			

（注）設定状況は平成27年4月現在（香川県農地機構調べ）

農業経営基盤強化促進法による農地の取得

農地法以外にこの法律に基づき、農地を取得することができます。この法律の場合は、市町が作成する農用地利用集積計画を公告した時に、その計画の内容に従った売買や貸借が成立したことになります、あらかじめ、農地法第3条許可を受ける必要はありません。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地取得の下限面積の設定状況

区分	市町名	設定面積(a)	区分	市町名	設定面積(a)
本土地区	高松市	10	本土地区	宇多津町	設定なし
	丸亀市	設定なし		綾川町	40
	坂出市	30		琴平町	40
	善通寺市	40		多度津町	30
	観音寺市	設定なし		まんのう町	40
	さぬき市	40(特定条件農地は下限なし)	島嶼地区	高松市	2
	東かがわ市	30		小豆島町	設定なし
	三豊市	設定なし		土庄町	10
	三木町	40		直島町	設定なし

(注) 設定状況は平成27年4月現在(香川県農地機構調べ)

3 農地の購入や税制面での支援措置

農地の購入を支援する措置

農地の購入はなかなか困難なものです。そこで、スムーズに農地を購入する方法として農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買等事業)があります。市町農業委員会等と連携しながら公益財団法人香川県農地機構が農地の売買を仲立ちします。この事業の要点は次のとおりです。

- 対象農用地等は、農業振興地域農用地区域です。
- 売渡し予定者は、認定農業者や認定就農者等です。
- 農地価格は、農業委員会の意見を聴き、近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格です。
- 農地購入後は、既耕作地を含めて概ね1ha以上の団地を形成する必要があります。団地を形成するとは、農業用機械を利用する営農で一連の作業を継続して支障なく行うことができる状態で、移動距離がおおよそ200～300m程度を目安とします。

税制面での支援措置

就農にあたって支払い義務が生じる税金について、一定条件のもとで次のような軽減措置が取られています。

●登録免許税の軽減

農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)によって農地(ただし、農用地区域内)を取得した場合、登録免許税が8/1000に軽減されます。

●不動産取得税

農地を取得すれば不動産取得税(取得価格の4%(平成27年3月31日まで3%))を納めなければなりませんが、農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)によって農地(ただし、農用地区域内)を取得した場合は、取得価格の1/3相当額が課税標準から控除されます。結果として、本来の2/3の税額に軽減されます。



就農を支援する制度・補助事業

農業を始めるに当たっては、農地はもとより栽培技術の習得、施設整備や機械の導入等多額の経費が必要です。ここでは、就農を支援する措置や制度、補助事業について紹介します。なお、具体的な内容については、それぞれの指導機関にご相談ください。

1 青年就農給付金制度

青年就農給付金制度とは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（準備型）と経営が不安定な就農直後（経営開始型）の所得を確保する給付金が国から支給されます。

●給付対象者

- ・準備型：農業大学校の学生や先進農家等の研修生などで、概ね1年以上（150日かつ1200時間以上）の研修を受ける者（就農予定時が原則45歳未満）
- ・経営開始型：市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた又は（公財）香川県農地機構から農地を借り受けた新規就農者（就農時が原則45歳未満）で、独立・自営就農の要件を満たす者

●給付額と給付期間

- ・準備型：150万円/年、最長2年間（研修終了後1年以内に就農しないと給付金を返還）
- ・経営開始型：150万円/年、最長5年間（前年の総所得が250万円以上の場合は給付停止）

（注）平成27年2月3日以降採択された給付対象者の経営開始2年目以降は

1. 前年所得が100万円未満の場合は給付金額150万円
2. 前年所得が100万円以上350万円未満の場合は給付金額（350万円－前年所得）×3/5となる

「人・農地プラン」とは、地域が今後の地域の中心となる経営体（新規就農者、集落営農組織など）を定め、その経営体への農地集積計画や地域農業の将来のあるべき方向をまとめたもの

2 認定新規就農者制度

この制度は、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」により、新たに農業を始めようとする者（認定新規就農者）に対し、資金面等で支援を行うものです。

●認定新規就農者になるための要件

- （1）新たに農業経営を営もうとする①から③の者であること。
 - ①青年（原則18歳以上45歳未満の者）
 - ②知識・技能を有する者（65歳未満の者）
 - ③これらの者が役員の過半を占める法人※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。
- （2）青年等就農計画が、市町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし、適切な内容であること。
- （3）青年等就農計画の達成が確実と見込まれること等。

●認定新規就農者になるには

「青年等就農計画」を提出し、市町長の認定を受けなければなりません。

●認定新規就農者のメリット

経営開始に必要な経費等について、青年等就農資金（無利子）の融資の対象になります。また、補助事業の助成対象にもなります。

3 就農を支援する資金制度

新たに農業を始めるにあたっては、種々資金が必要となります。就農時に借受けることができる資金制度を次に紹介します。ただ、資金制度があるからといって安易に借入れることは、償還時になると農業経営の圧迫要因となりかねませんので、返済目処に見合った借入とすべきです。

(1) 資金種類



日本政策金融公庫 高松支店 農林水産事業の連絡先

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階 TEL.087-851-9991 FAX.087-822-7350

(2) 資金の概要

① 青年等就農資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備 考
農業経営 開始資金	● 農地等の改良等 ● 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ● 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ● 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ● 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	無利子 償還期間 12年（うち据置5年）以内	認定新規 就農者	3,700万円 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要 貸付主体は、 （株）日本政策金融公庫	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

② 経営体育成強化資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備 考
新規就農者の必要とする農地等を取得するための資金	● 農地の取得に必要な資金 ● 農業用建構築物、農機具の購入費 ● 果樹等の植栽、育成費 ● 家畜の購入、育成費	償還期間 25年（うち据置3年）以内（農地等の取得の場合は据置5年） 【貸付利率】 0.8% （平成27年6月18日現在）	認定新規 就農者	事業費の80%以内	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

③ 農業近代化資金

資金の種類	貸付対象事業	貸付条件	借受資格	貸付限度額	備 考
新規就農者の必要とする初期投資資金	● 農業用建構築物、農機具の購入費 ● 果樹等の植栽、育成費 ● 家畜の購入、育成費	償還期間 17年（うち据置5年）以内 【貸付利率】 0.8% （平成27年6月18日現在）	認定新規 就農者	1,800万円 （ただし、融資率は80%以内）	市町特別融資制度推進会議により、経営改善資金計画の認定を受けていること

4 「かがわアグリ塾」の内容〈香川県農政水産部農業経営課〉

1. 事業内容

① 目的

近年、他産業従事者の中で、農業に関心を持ち農業を始めたいと考える人が増加している。また、農業への参入を考えている農外企業も増加している。このため、仕事を持つ人が働きながら農業の基礎を学ぶことができるよう、夜間における農業基礎の講義と土曜日における県立農業大学校等での実習を行い、農業に対する理解の促進と就農意欲の向上を図り、多様なルートから新規就農者を確保する。

② 場 所

夜間塾：次の2箇所のうち、いずれかを選択

(1) 琴平会場：香川県立農業大学校（琴平町榎井34-3）【火曜日に開講】

(2) 高松会場：香川県社会福祉総合センター（高松市番町1-10-35）【金曜日に開講】

体験塾：県立農業大学校（琴平町榎井34-3）等

③ 時 間

夜間塾：午後6時30分～午後8時30分、体験塾：半日程度（午前中）

④ 対象者

第1段階：農業に関心を持ち、県内で就農を希望している者や農業参入を検討している農外企業の経営者・従業員（原則65歳未満）30名×2会場

第2段階：第1段階修了者で、具体的に就農準備を進めたいと考えている者 20名程度

⑤ 講 義

進 度	内 容	進 度	内 容
第1段階	開講式（オリエンテーション）	第2段階	オリエンテーション
	土と肥料の基礎知識		営農指標、就農計画について
	野菜栽培の基礎知識		栽培実習
	野菜の栽培実習（県立農業大学校）		農産物の産直販売について
	花き栽培、果樹栽培の基礎知識		先進農家現地視察研修
	果樹、花き（果樹、花きは選択）の栽培実習【※1】		先進農家の経営戦略
	農業経営に関する意見交換会【※2】		農業経営の基礎知識、農業簿記の基礎知識
	グループワーク		各自作成した就農計画についての相談（個別対応）
	病害虫の基礎知識、農薬の基礎知識		
	農産物流通、GAP（農業生産工程管理）の基礎知識		
	就農概論、産直等について、閉講式【※2】		
「かがわアグリネット」による情報提供		通 年	

【※1】 「果樹及び花きの栽培実習」は、果樹又は花きのいずれかを選択。

【※2】 「農業経営に関する意見交換会」と「就農概論・閉講式」は、社会福祉総合センターにおいて合同実施。

⑥ 参加費

受講料は無料（ただし保険料など100円程度を徴収）

2. 募 集

受付期間：4月上旬から4月中旬 HPで確認（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/agrinet/>）

応募：郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、就農意欲、受講希望場所を明記のうえ、〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 農業経営課 担い手・集落営農グループ「アグリ塾」担当者に提出してください。電話番号087-832-3406、FAX087-806-0203
応募用紙は定めていませんがA4程度の用紙で提出して下さるようお願いいたします。
応募多数の場合は抽選します。受講決定者には4月下旬までに文書でお知らせします。

※年度により内容を変更する場合があります。

5 農業インターン制度

香川県農業協同組合では明日の農業を目指す意欲ある担い手の育成を目的に農業インターン制度による農業研修生を募集します。

- **募集期間**：12月上旬から1月下旬
- **研修期間**：4月1日から3月31日
- **募集人員**：10名程度
- **募集規定**：対象者はおおむね18歳から40歳で、インターン研修終了後、この組合の地区内で就農すること。
- **身分**：インターン期間中のみ香川県農業協同組合の臨時職員として採用いたします。（月給制、社会保険あり）
- **研修内容**：先進農家、香川県立農業大学校、香川県農業試験場、香川県農業協同組合等での研修及び実習。
- **申込方法**：別紙申込書に健康診断書、履歴書を添付し、最寄りの香川県農業協同組合各営農センター・支店へお申し込みください。
（「香川県農業組合農業インターン生申込書」は25ページです）

●お問合せ先

香川県農業協同組合 園芸課 担い手担当「農業インターン係」

〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431番地1

TEL 087-818-4122

ホームページアドレス <http://www.kw-ja.or.jp/>



平成27年度 募集用ポスター

6 農地集積設備導入支援事業（農地機構）〔担い手の農地集積の取組みを支援〕

支援内容

認定農業者や新規就農者等が、（公財）香川県農地機構からの農地を借受けて経営開始又は規模拡大するのに伴い、必要となる設備や耐久性資材について、導入経費の1/3以内（上限100万円）を助成します。

対象者

認定農業者、新規就農者（認定就農者及び人・農地プランに位置付けられた就農5年以内の中心経営体）及び認定農業者となることが確実と認められる集落営農法人等



肥料散布機



アッパーロータリー

対象となる整備内容

- (1) 農業用設備：ビニールハウスなどの施設やトラクターなどに備え付けられた機器・装置で、単独では導入効果が得られないまたは単独で利用できないもの
- (2) 耐久性資材：トンネル被覆用の支柱や留め具、長期展張フィルムなど、複数年にわたり使用可能な資材

助成額

事業費の1/3以内（上限100万円）

申請先

（公財）香川県農地機構（農業改良普及センターを經由）

お問い合わせ先 （公財）香川県農地機構 TEL 087-831-3211

7 新規就農者の経営発展支援事業〔新規就農者の取組みを支援〕

支援内容

新規就農者の初期負担の軽減や経営発展を支援するため、新規就農者が整備する農業機械や農機具格納庫等の一括助成に加え、リース方式による導入支援や空きビニールハウスなど遊休資産の整備にかかる改修費・移設費を助成する。

補助対象

- 新たに導入する農業用機械・施設（乗用トラクター、移植機、ビニールハウスなど）や農機具格納庫・作業場について支援

補助率：1/3以内（上限200万円）

- 初期負担の一層の軽減に向け、リース方式による農業用機械・施設の整備について支援

補助率：機械・施設の本体価格（税抜き）の1/2以内（上限200万円）

- 初期負担の一層の軽減と遊休資産の利活用促進の観点から、空きビニールハウスなどの遊休施設の整備にかかる改修・移設等の経費について支援

補助率：1/3以内（上限200万円）

対象者

認定新規就農者（認定就農者含む）、認定農業者、「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられた新規就農者で、いずれも就農後5年以内の者。

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

●香川県農業経営課 TEL 087-832-3406

●市町農業担当課

8 農地集積補助金交付事業〔担い手への農地集積を支援〕

支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じた利用権の設定等により新たに農地を集積する場合に、2万円/10aが交付されます。

対象者

認定農業者、新規就農者(就農後5年以内の者)、集落営農法人

主な要件

- (1) 集積される農地は農業振興地域内の農地に限る。
- (2) 機構からの貸付けであること。
- (3) 新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (4) 前年の3月末時点の経営農地面積に対し、申請時点の面積が増加していること。
- (5) 集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)の面積より増加していること。
など。

交付額

2万円/10a(単年度の集積面積の上限は10ha)

※ただし、集積後の経営体の耕地面積20haまでが交付対象

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- 香川県農業経営課 TEL 087-832-3408
- 市町農業担当課

9 農の雇用事業（国補）〔従業員を育成する担い手を支援〕

支援内容

●雇用就農者育成タイプ

農業法人等が、就農希望者を雇用した後に、実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するために行う研修に対して支援します。

●法人独立支援タイプ

優良な農業法人を増やしていくため、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営能力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援します。

●次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な他の農業法人等で行わせる現場実践研修に対して支援します。

農業法人等の主な要件(抜粋)

- 認定農業者、または5年以上の農業経験を有する者が研修責任者であること
- 就農希望者を正社員として雇用すること
- 保険（雇用、労災）に加入すること

就農希望者の主な要件(抜粋)

- 採用日時点で原則45歳未満であること
- 過去の農業就業期間が5年以内であること
- 原則として、事業主の親族・姻族（3親等以内）ではないこと

助成額

●雇用就農者育成タイプ：年間最大120万円（最長2年間）

新規就業者に対する研修費 月額最大9万7千円

指導者研修費 年間最大3万6千円

●法人独立支援タイプ：年間最大120万円（最長4年間）

（ただし、3年目以降は、年間最大60万円）

●次世代経営者育成タイプ：月最大10万円（最長2年間）



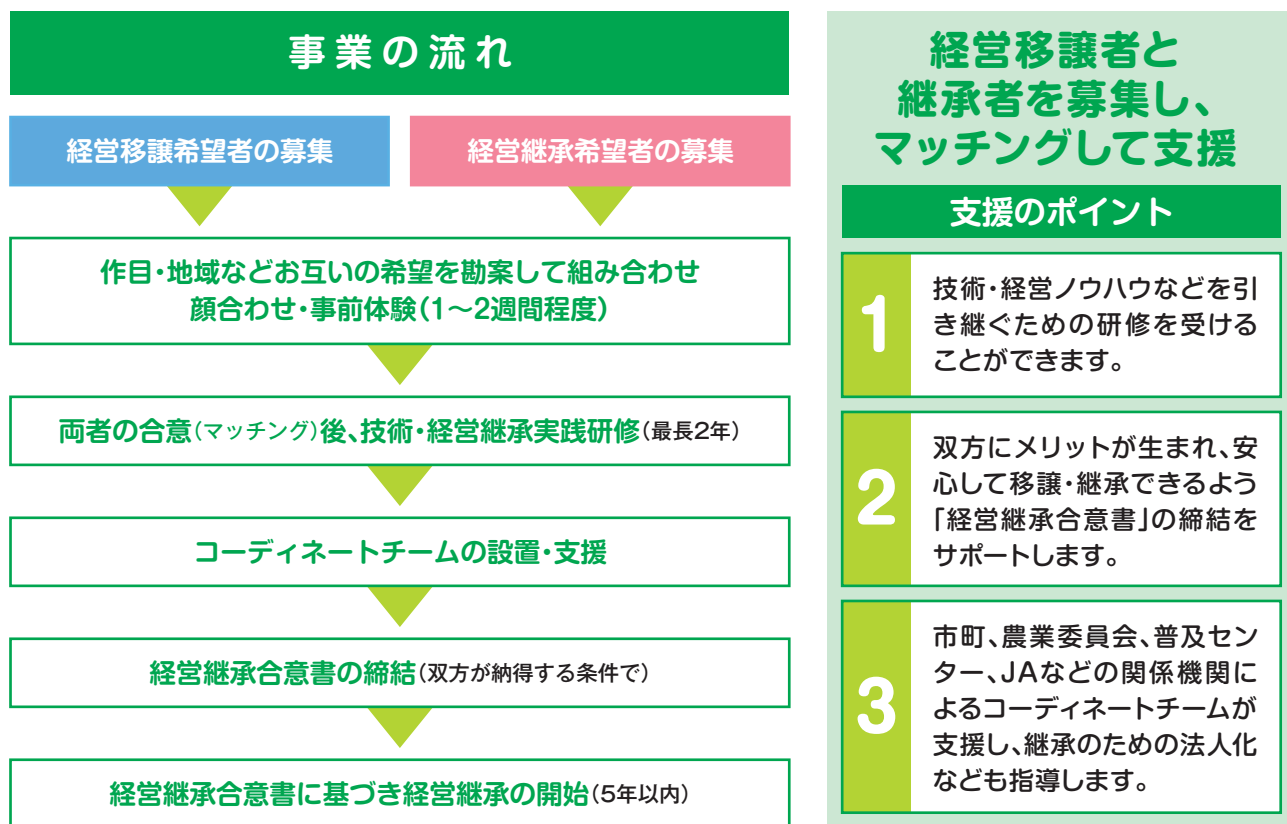
申請先

香川県農業会議

お問い合わせ先 香川県農業会議 TEL 087-812-0810

10 農業経営継承

農業経営継承事業では、後継者のいない優良な農業経営の栽培技術・農地・施設等を意欲ある第三者が引き継ぐことを支援していきます。



応募にあたっての留意点

- 現在、自ら農業経営を行っていない原則45歳未満(経営継承予定時)の方が対象となります。
- 移譲希望農家の資産を取得するためには資金が必要です。
- 積極的に農家を訪問し、自分で考えて将来の経営像を描くことができないと経営継承は進みません。
- 申し込む前に、できるだけ体験・短期研修を行い、自分が農業に向いているのか適性判断してください。
- 農家訪問、事前体験時には、研修中の待遇(金銭・生活環境)、継承後の経営内容についてよく話し合ってください。
- 経営継承は、移譲希望農家の好意により進められます。既存の農法、経営内容に敬意を持つことが大切です。

応募方法(継承希望者)

- 全国新規就農相談センターのホームページから申請書類をダウンロードして、全国農業会議所へ送付してください。
 - ホームページのリストに希望する農家がある場合は明記してください。
- 経営継承事業 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/farmon/>

お問い合わせ先 香川県農業会議 TEL 087-812-0810



新規就農者のための農業経営指標

新たに就農するに当たり、目指すべき農業経営の類型を決定する上での参考としていただくため、次のとおり県が定める「新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標」を提示します。

規就農者が目指す経営指標

経営類型	経営規模	初期的 資本整備額	経営内 労働力	農業所得	1経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
水稲+ 麦+ 作業受託	[作付面積等] 水稲(中生) 250a 麦 250a 作業受託 耕起・代かき・田植 500a 収穫・乾燥・調製 500a [経営面積]水田 250a	22,722千円	基幹1名 補助1名	271万円	1,288 (1,288)	【水稲】 ●品種:ヒノヒカリ、普通期移植栽培、6月下旬移植 ●自家育苗、自家乾燥 【麦】 ●品種:さぬきの夢2009
水稲+ 葉ネギ+ レタス	[作付面積等] 水稲(早期) 110a 葉ネギ 30a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	14,368千円	基幹1名 補助1名	231万円	3,419 (3,532)	【水稲】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、粗植栽培 【葉ネギ】 ●6月～10月どり ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
水稲+ オクラ+ レタス	[作付面積等] 水稲(早期) 100a オクラ 10a レタス(年内どり) 35a レタス(年明どり) 30a レタス(春どり) 30a [経営面積] 150a	13,667千円	基幹1名 補助1名	231万円	3,312 (3,552)	【水稲】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、粗植栽培 【オクラ】 ●トンネル、露地栽培 ●品種:「アーリーファイブ」 ●夏季の余剰労働力を活用 【レタス】 ●11月～5月どり ●前作のうね、トンネルを活用した春どり
水稲+ アスパラ ガス+ ブロッコ リー	[作付面積等] 水稲(早期) 100a アスパラガス 10a ブロッコリー(年内どり) 35a ブロッコリー(年明どり) 40a ブロッコリー(春どり) 55a [経営面積] 170a	18,135千円	基幹1名 補助1名	322万円	1,981 (1,981)	【水稲】 ●品種:コシヒカリ ●購入苗、粗植栽培 【アスパラガス】 ●品種:「さぬきのめざめ」 ●ハウス長期どり 【ブロッコリー】 ●年内～春どり ●セル成型苗 ●定植・出荷調整支援利用
イチゴ	[作付面積等] 施設イチゴ(養液) 20a [経営面積] 30a	34,562千円	基幹1名 補助1名	249万円	3,542 (4,949)	●新品種:「さぬき姫」 ●香川型高施設栽培「らくちん」システム
ミニトマト	[作付面積等] ミニトマト(長期) 20a [経営面積] 25a	16,896千円	基幹1名 補助1名	243万円	2,698 (3,308)	●品種:干果 ●購入苗、土耕栽培、長期どり ●マルハナバチ導入 ●選果機
キャベツ	[作付面積等] キャベツ(11月どり) 40a キャベツ(1月どり) 40a キャベツ(3月どり) 30a キャベツ(4月どり) 40a [経営面積] 150a	11,125千円	基幹1名 補助1名	231万円	1,945 (1,945)	●品種の組み合わせによる周年栽培 ●セル成型苗、移植機

経営類型	経営規模	初期的 資本整備額	経営内 労働力	農業所得	1経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
キュウリ + ナバナ	[作付面積等] キュウリ半促成 8a キュウリ露地 8a キュウリ抑制 8a ナバナ 16a [経営面積] 30a	13,663千円	基幹1名 補助1名	243万円	2,164 (2,164)	【キュウリ】 ●ハウス半促成・抑制(無加温)、夏露地 【ナバナ】 ●品種:花かんざし、花飾り
露地 キュウリ + ナバナ	[作付面積等] キュウリトンネル 8a キュウリ夏露地 7a キュウリ秋露地 7a ナバナ 20a [経営面積] 30a	9,653千円	基幹1名 補助1名	215万円	1,767 (1,767)	【キュウリ】 ●露地栽培 【ナバナ】 ●品種:京の春、花かんざし、花飾り
施設 ぶどう+ 露地 ぶどう	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 20a 露地ぶどう(トンネル) 10a [経営面積] 50a	30,286千円	基幹1名 補助1名	206万円	2,162 (2,162)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット:無核栽培、1月末加温10a ●ピオーネ:ジベレリン1回処理、減農薬栽培、2月上旬加温10a、無加温(3月上~中旬被覆)20a 【露地ぶどう】 ●トンネル栽培 ●ジベレリン1回処理
露地 みかん+ 施設 中晩柑+ キウイ フルーツ	[作付面積等] 露地みかん(早生) 30a 露地みかん(普通) 20a 施設中晩柑 10a キウイフルーツ(香緑) 20a [経営面積] 80a	17,756千円	基幹1名 補助1名	292万円	1,971 (2,091)	【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から収穫 ●普通:露地栽培(隔年交互結実)、ドリップ灌水施設導入、3月上旬から出荷 【施設中晩柑】 ●不知火(無加温栽培)、養液土耕施設導入 【キウイフルーツ】 ●香緑:有袋栽培
キウイ フルーツ +露地 みかん	[作付面積等] キウイフルーツ(さぬきゴールド) 20a キウイフルーツ(香緑) 30a 露地みかん(小原紅早生) 30a [経営面積] 80a	15,764千円	基幹1名 補助1名	220万円	2,168 (2,218)	【キウイフルーツ】 ●さぬきゴールド:露地栽培、10月中旬出荷、一文字整枝、溶液授粉 ●香緑:露地栽培、11月中旬出荷、一文字整枝、溶液授粉 【露地みかん】 ●早生:マルチドリップ灌水同時施肥栽培、11月中旬から出荷
露地もも	[作付面積等] 早生(はなよめ) 20a 早生(日川白鳳) 20a 中生(あかつぎ) 30a 晩生(なつおとめ) 20a [経営面積] 樹園地 90a	8,086千円	基幹1名 補助1名	249万円	2,492 (3,042)	●有袋、レーザー式選果機利用
施設ぶ う+ブ ロッコ リー	[作付面積等] 施設ぶどう(1月加温) 10a 施設ぶどう(2月加温) 10a 施設ぶどう(無加温) 10a ブロッコリー(年内・年明どり) 50a [経営面積] 80a	30,103千円	基幹1名 補助1名	225万円	2,271 (2,271)	【施設ぶどう】 ●シャインマスカット(1月加温)、ピオーネ(2月加温、無加温) 【ブロッコリー】 ●年内どり~年明どり、作業支援(定植、出荷調整)

経営類型	経営規模	初期的 資本整備額	経営内 労働力	農業所得	1経営体当たり 労働時間 (全労働時間)	生産方式
輪ギク	[作付面積等] 秋ギク(精興の誠) 5a 秋ギク(神馬2号) 25a 夏秋ギク(精の一世) 10a [経営面積] 20a	33,092千円	基幹1名 補助1名	235万円	2,055 (2,055)	●直挿し栽培、無摘心栽培、養液土耕栽培 ●購入穂の活用による品質改善と育苗作業の効率化 ●ハイブリッド方式暖房 ●四段サーモ変温管理 ●低温期における低温開花性品種「神馬2号」利用 ●持込み共撰
カーネーション	[作付面積等] カーネーション 15a [経営面積] 15a	23,445千円	基幹1名 補助1名	259万円	2,942 (2,942)	●冬春切り1年栽培 ●養液土耕栽培や反射マルチ栽培による収穫量の増加 ●全量購入苗 ●変則4株植え ●天敵、黄色蛍光灯活用 ●二重被覆、循環扇、変温管理
マーガレット+ひまわり	[作付面積等] マーガレット 25a ひまわり 15a [経営面積] 20a	17,900千円	基幹1名 補助1名	315万円	2,101 (2,101)	●日射制御型拍動自動灌水装置 【マーガレット】 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット ●初期生育期間の遮熱・遮光シート 【ひまわり】 ●テーブシーダ播種機 ●種子の予措とベタ掛け
マーガレット+小ギク	[作付面積等] マーガレット 20a 小ギク 10a [経営面積] 25a	18,423千円	基幹1名 補助1名	265万円	2,038 (2,038)	【マーガレット】 ●日射制御型拍動自動灌水装置 ●全量購入苗 ●簡易自動定植機 ●簡易隔離ベット ●初期生育期間の遮熱・遮光シート 【小ギク】 ●マルチ被覆 ●ウイロイドフリー苗の購入(3年おき) ●電照による開花調整(8月出荷)
ラナンキュラス+小ギク	[作付面積等] ラナンキュラス 15a 小ギク 10a [経営面積] 25a	17,142千円	基幹1名 補助1名	349万円	2,768 (2,768)	【ラナンキュラス】 ●ウイロイドフリー塊根の購入(3年おき) ●防虫ネット、シルバーマルチ被覆 【小ギク】 ●マルチ被覆 ●ウイロイドフリー苗の購入(3年おき) ●電照による開花調整(8月出荷)

香川県の主要農産物の全国順位(平成25年度)

品目	収穫量 (または出荷量)	全国 順位	比率 (%)	品目	収穫量 (または出荷量)	全国 順位	比率 (%)
はだか麦	3,490t	2位	24	モモ	1,430t	9位	12
冬レタス	15,300t	5位	9	びわ	409t	4位	8
ブロッコリー	8,710t	4位	6	ぶどう	1,570t	18位	1
にんにく	828t	2位	4	オリーブ	1,530t	1位	97
たまねぎ	11,700t	8位	1	ラナンキュラス	926千本	4位	13
金時にんじん	1,763t	1位	82	マーガレット	2,979千本	1位	68
アスパラガス	957t	11位	3	ひまわり	2,468千本	4位	3
イチゴ	2,880t	13位	2	盆栽	80千鉢	2位	5
ミニトマト	2,000t	16位	2				

※24年度データ
資料：県農政水産部調査部



移住サポート情報

1 「就職」篇 仕事探しもネット&相談で、Wサポート

香川県庁内には就職サポートセンターが、東京と大阪の県事務所にはそれぞれ人材Uターンコーナーがありますので、気軽にご相談ください。

就職サポートセンターのホームページ「jobナビかがわplus」では、県内企業の求人情報の閲覧や応募ができます。また、県内企業の求人情報は、ハローワークインターネットサービスなどでも見ることができます。そのほか、農業や福祉など業種ごとに相談窓口を設置しているところもありますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。



香川県庁本館1階にある「就職サポートセンター」

jobナビかがわplus

検索

2 「住宅」篇 住まいfinderなら、ネットかお気軽に連絡を

香川県全域の空き家バンク「かがわ住まいネット」

『香川が新しいふる里 かがわ住まいネット』は、県・市町と不動産事業者団体の連携・協力の下、不動産事業者団体が管理・運営する空き家バンクで、香川県全域の空き家等の情報をご覧いただけます。

1 ホームページ「ええ・かがわ」へ

ええ・かがわ

検索

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/chiiki/eeekagawa/>

2 ページ上部・中ほどの「住まい」へ

3 2つの協会が運営する『かがわ住まいネット』のページへ

市町単独の空き家バンク

次の市町では、市町単独の空き家バンクがあります。詳細は、各市町の窓口にお問い合わせください。

観音寺市〈観音寺市政策部企画課〉 ☎ 0875-23-3917
<http://www.city.kanonji.kagawa.jp/info/w10/101221-1.html>

三豊市〈三豊市政策部田園都市推進課〉 ☎ 0875-73-3011
<http://www.mitoyo-kurashitecho.com/>

土庄町〈土庄町企画課〉 ☎ 0879-62-7014
<http://www.town.tonosho.kagawa.jp/annai/kikaku2.htm>

小豆島町〈小豆島町企画財政課〉 ☎ 0879-75-1800
<http://www.town.shodoshima.lg.jp/oshirase/uji-turn.html>

直島町〈直島町まちづくり観光課〉 ☎ 087-892-2020
<http://www.town.naoshima.lg.jp/vacant>

まんのう町〈まんのう町企画政策課〉 ☎ 0877-73-0106
<http://www.town.manno.lg.jp/akiya/>

※「かがわ住まいネット」からのリンクでも、市町独自の空き家バンクをご覧いただけます。

3 「子育て支援」篇 地域で、みんなでバックアップ!かがわ「子育て支援」

香川では、子育て支援を積極的に行っています。県・市・町でも、さまざまな施策を行っていますので、わからないことがあれば遠慮なくお近くの自治体や保健所などに問い合わせしてみてください。

最新の情報は、みんな子育て応援団

検索

または、かがわーくネット

検索

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/shoshi/index.html>



かがわで生きる・わたしが生きる「6つの理由」

どこか他のところで暮らしたいと思ったら、かがわで生きる わたしが生きる「6つの理由」を思い出してください。ここには、あなたの望む環境が広がっています。

- 1 都会的な便利さと自然がマッチして、買い物も便利。
- 2 住まいが広くて災害が少なく、のびのび暮らせる。
- 3 瀬戸内海に面してアートや文化が豊か。子育てしやすい。
- 4 うどんはもちろん、新鮮な野菜や魚が安くておいしい。
- 5 医療や福祉が充実している。仕事を見つけやすい。
- 6 交通の拠点だし、道路が整備されてて、あちこち行きやすい。

香川県（県・市町）移住・交流窓口一覧

自治体名	移住・交流に関する問合せ窓口			
	名称	所在地	電話番号	メール
香川県	地域活力推進課	〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10 香川県庁本館7階	087-832-3125	chiiki@pref.kagawa.lg.jp
	かがわ就職・移住サポートセンター ※移住・交流コーディネーター常駐	〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10 香川県庁本館1階	087-832-3900	
	東京事務所 ※移住・交流コーディネーター常駐	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階	03-5212-9100	tokyo@pref.kagawa.lg.jp
	大阪事務所	〒542-0083 大阪府大阪市中央区東心斎橋1-18-24 クロスシティ心斎橋4階	06-6281-1661	osaka@pref.kagawa.lg.jp
高松市	政策課	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号	087-839-2135	seisaku@city.takamatsu.lg.jp
丸亀市	政策課	〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目3番1号	0877-24-8839	seisaku-k@city.marugame.lg.jp
坂出市	政策課	〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号	0877-44-5001	seisaku@city.sakaide.lg.jp
善通寺市	政策課	〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6303	seisaku@city.zentsuji.kagawa.jp
観音寺市	企画課	〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3917	kikakuchosei@city.kanonji.lg.jp
さぬき市	政策課	〒769-2195 さぬき市志度5385番地8	087-894-1112	seisaku@city.sanuki.lg.jp
東かがわ市	商工観光課	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1	0879-26-1350	hk-syokou@city.higashikagawa.kagawa.jp
三豊市	田園都市推進課	〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1	0875-73-3011	denen@city.mitoyo.kagawa.jp
土庄町	企画課	〒761-4192 香川県小豆郡土庄町甲559番地2	0879-62-7014	kikaku@town.tonosho.kagawa.jp
小豆島町	企画財政課	〒761-4388 香川県小豆郡小豆島町池田2100番地4	0879-75-1800	olive-kikaku@town.shodoshima.lg.jp
三木町	政策課	〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3302	seisaku@town.miki.lg.jp
直島町	まちづくり観光課	〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1	087-892-2020	matidukuri@town.naoshima.lg.jp
宇多津町	まちづくり課	〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8009	machi@town.utazu.kagawa.jp
綾川町	総務課	〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地	087-876-1906	somu@town.ayagawa.lg.jp
琴平町	総務課	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817番地10	0877-75-6701	kikaku@town.kotohira.kagawa.jp
多度津町	政策企画課	〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町1丁目1番91号	0877-33-1116	kikaku@town.tadotsu.lg.jp
まんのう町	企画政策課	〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地	0877-73-0106	kikaku@town.manno.lg.jp

所属長	職名	職名	職名	職名
-----	----	----	----	----

取扱注意

新規就農相談カード（ 回目）

相談年月日		平成 年 月 日（ ）		相談種類		1 電話 2 面接 3 手紙 4 メール 5 HP	
対応者名				相談場所			
相談者の概要	住 所	〒					
	ふりがな氏 名	TEL（ ）		携帯TEL（ ）		FAX（ ）	
	家族構成			年 齢 (生年月日)		才 (S H)	性別 男性・女性
	農業の経験の有無	1 有 2 無 ※経験有の場合、その内容		職 業			
相談の内容	就農の動機等						
	希望する経営・規模						
	希望する地域						
	当面の就農計画・生活設計						
	就農するための自己資金						
	その他	相談内容の関係機関(就農希望予定地の市町、農業委員会、JA)との情報共有について		1 してもよい 2 して欲しくない			
対応の内容							

香川県農業協同組合 農業インターン生申込書

[illegible]

※健康診断書・履歴書（写真付）を添付してください。診断書の様式については問いません。各病院の様式を使用してください。健康診断については以下の内容を行ってください。

既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無、身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査、胸部X線検査、血圧の測定、尿中の糖および蛋白の有無の調査、貧血検査、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）、血糖検査、心電図検査

受 講 願 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所

ふ り が な
氏 名

生年月日

年 月 日

香川県立農業大学校の技術研修科において受講したいので、香川県立農業大学校学則第23条の規定により提出します。

1 研修の名称

2 研修期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

履 歴 書

ふりがな
氏 名

最終学歴

中 退
修 了
卒 業

職 業

資格及び免許

種 類	取 得 年 月

家 業

区 分	経 営 規 模
農 業	
そ の 他	

研修希望調査書

平成 年 月現在

本調査書は書類選考の重要な書類です。記入もれが無いよう作成してください。また、本校で行う研修は就農（自営・雇用）を目指している方を対象としており、家庭菜園、趣味園芸の方を対象としていません。なお、調査票に記入した内容は個人情報保護のため公表はいたしません。

住所	〒	氏名		年齢	歳	電話番号	自宅携帯																																
希望する研修コース	野菜・花き・果樹																																						
研修を希望する理由・動機																																							
目標とする農業経営の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>面積(a)</th> <th>売上(万円)</th> <th>販売先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							作物名	面積(a)	売上(万円)	販売先																												
作物名	面積(a)	売上(万円)	販売先																																				
自家農業の現況	農地の所有(借地含む)	(田 a) (畑 a) (樹園地 a) (ハウス m ²) ※1反=10a=1,000m ² です。																																					
	販売用作物の栽培	(作物名、面積a) (、 a) (、 a) (、 a) (、 a) (、 a) (、 a)																																					
	農業機械・設備の所有	機械 (トラクター・耕運機・管理機・動噴・軽トラック・コンバイン・田植機・) 設備 (納屋・作業場・ビニールハウス・)																																					

平成 年度 大特・けん引研修希望調査書

大特・けん引免許技能試験は、運転免許センターの指示により、①第5水曜日（祝祭日除く）に実施、②1回の試験人数は20名以内とされています。

このようなことから、申し込み者数が定員を上回った場合調整が必要となります。

つきましては、人数調整を行う必要が生じた時の参考とするため、下記にご回答ください。

氏 名	連絡先
受講時期	該当項目に○を付けてください ① 当年第1回 ② 当年第2回でもよい ③ 次年第3回でもよい ④ 当年度内ならばいつでもよい
栽培規模 又は 機械作業請負面積	該当項目に○を付けてください ① 1ha以下 ② 1～2ha ③ 2～3ha ④ 3～5ha ⑤ 5ha以上
集落営農	該当項目に○を付けてください ① 集落営農の機械オペレーターである ② 集落営農の機械オペレーターになる予定である ③ 集落営農と無関係である
認定農業者	該当項目に○を付けてください ① 認定農業者である ② 認定就農者である
農業法人	該当項目に○を付けてください ① 農業法人の機械オペレーターである ② 農業法人の機械オペレーターになる予定である
動 機	該当項目に○を付けてください ① 早急に大型機械を操作しなければならない ② 将来的に大型機械の導入を計画している ③ スキルアップのため免許だけ取得する

（注）受講願書及び履歴書は技術研修科の受講願書及び履歴書を利用する。



関係機関・団体の連絡先一覧

区分		郵便番号	住所	電話番号	備考
県関係	農業経営課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3406	担い手・集落営農担当
	農業大学校	766-0004	琴平町榎井34-3	0877-75-1141	研修担当
	東讃農業改良普及センター	769-2401	さぬき市津田町津田930-2	0879-42-0190	新規就農担当
	小豆農業改良普及センター	761-4301	小豆島町池田2519-2	0879-75-0145	〃
	中讃農業改良普及センター	765-0014	善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-1022	〃
	西讃農業改良普及センター	769-1503	三豊市豊中町笠田竹田438-1	0875-62-3075	〃
農業委員会	高松市	760-8571	高松市番町1-8-15	087-839-2662	農地担当
	丸亀市	763-8501	丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8826	〃
	坂出市	762-8601	坂出市室町2-3-5	0877-44-5013	〃
	善通寺市	765-8503	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6322	〃
	観音寺市	768-8601	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3931	新規就農担当
	さぬき市	769-2195	さぬき市志度5385-8	087-894-9212	農地担当
	東かがわ市	769-2792	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1303	〃
	三豊市	767-8585	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3046	〃
	土庄町	761-4192	小豆郡土庄町甲559-2	0879-62-7007	〃
	小豆島町	761-4388	小豆郡小豆島町池田2100-4	0879-75-1900	〃
	三木町	761-0692	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3310	〃
	直島町	761-3110	香川郡直島町1122-1	087-892-2224	〃
	宇多津町	769-0292	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8009	〃
	綾川町	761-2392	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-5283	〃
	琴平町	766-8502	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6709	〃
	多度津町	764-8501	仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877-33-1113	〃
	まんのう町	766-0022	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0105	〃
団体	香川県農業会議	760-0068	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎5階	087-812-0810 FAX087-812-0820	新規就農担当
	香川県新規就農相談センター	760-0068	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎5階	087-831-3211 FAX087-812-0820	新規就農担当

公益財団法人 香川県農地機構(香川県新規就農相談センター)のホームページ

<http://www.kagawa-nk.jp>

香川県新規就農相談センター

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目17番28号 香川県高松合同庁舎5階

公益財団法人 香川県農地機構 (香川県青年農業者等育成センター)

TEL 087-831-3211 FAX 087-812-0820

E-mail : k-nk@nifty.com

香川県農業会議

TEL 087-812-0810 FAX 087-812-0820

E-mail : kk37006@nca.gjw.ne.jp

